

令和3年度 ダイオキシン類行政検査結果

(1) 廃棄物焼却炉の排出ガス検査結果 (単位: ng-TEQ/m³)

焼却炉の設置者及び設置場所	測定値	排出基準 ^{※1}	備考
直富商事株式会社 (篠ノ井山布施)	1.1	10 以下	

※1 ダイオキシン類対策特別措置法第8条で定める排出基準

(2) 廃棄物焼却炉のばいじん検査結果 (単位: ng-TEQ/g)

焼却炉の設置者及び設置場所	測定値	基準 ^{※2}	備考
直富商事株式会社 (篠ノ井山布施)	40	3 以下	特別管理産業廃棄物に該当

※2 ダイオキシン類対策特別措置法第24条で定める基準

(3) 廃棄物焼却炉の燃え殻検査結果 (単位: ng-TEQ/g)

焼却炉の設置者及び設置場所	測定値	基準 ^{※2}	備考
直富商事株式会社 (篠ノ井山布施)	0.053	3 以下	

※2 ダイオキシン類対策特別措置法第24条で定める基準

(4) 廃棄物処理施設等周辺の水質検査結果 (単位: pg-TEQ/L)

調査地区 (地点名等)	測定値	環境基準 ^{※3}	備考
三ツ出 (処分場直下)	0.045	1 以下	
三ツ出 (三ツ出沢 2号沢)	0.30	1 以下	
三ツ出 (鳴子沢)	0.44	1 以下	
田子 (田子神社湧水)	0.033	1 以下	
豊野町大倉 (今井用水)	0.22	1 以下	
篠ノ井岡田 (岡田川)	0.040	1 以下	
信州新町日原西 (当信川)	0.047	1 以下	

※3 ダイオキシン類対策特別措置法第7条で定める環境基準

○ 単位について

・ **TEQ** Toxicity Equivalency Quantity の略で「毒性等量」を意味する。ダイオキシン類は、毒性の強さが異なるものが約 200 種類ある。ダイオキシン類の量を表すときは、最も強い毒性を持つダイオキシン (2、3、7、8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン) を 1 とし、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算して、その合計で表す。

・ **ng** (ナノグラム) = 10 億分の 1 グラム 例) 1 ng = 0.000000001 g

・ **pg** (ピコグラム) = 1 兆分の 1 グラム 例) 1 pg = 0.000000000001 g

令和2年度 ダイオキシン類行政検査結果

(1) 廃棄物焼却炉の排出ガス検査結果 (単位: ng-TEQ/m³)

焼却炉の設置者及び設置場所	測定値	排出基準 ^{※1}	備 考
当栄ケミカル株式会社 (豊野町豊野)	0	10 以下	

※1 ダイオキシン類対策特別措置法第8条で定める排出基準

(2) 廃棄物焼却炉のばいじん検査結果 (単位: ng-TEQ/g)

焼却炉の設置者及び設置場所	測定値	基準 ^{※2}	備 考
当栄ケミカル株式会社 (豊野町豊野)	0.000020	3 以下	

※2 ダイオキシン類対策特別措置法第24条で定める基準

(3) 廃棄物焼却炉の燃え殻検査結果 (単位: ng-TEQ/g)

焼却炉の設置者及び設置場所	測定値	基準 ^{※2}	備 考
当栄ケミカル株式会社 (豊野町豊野)	0.00000041	3 以下	

※2 ダイオキシン類対策特別措置法第24条で定める基準

(4) 廃棄物処理施設等周辺の水質検査結果 (単位: pg-TEQ/L)

調査地区 (地点名等)	測定値	環境基準 ^{※3}	備 考
三ツ出 (処分場直下)	0.12	1 以下	
三ツ出 (三ツ出沢 2号沢)	0.057	1 以下	
三ツ出 (鳴子沢)	0.12	1 以下	
田子 (田子神社湧水)	0.047	1 以下	
豊野町大倉 (今井用水)	0.051	1 以下	
篠ノ井岡田 (岡田川)	0.044	1 以下	
信州新町日原西 (当信川)	0.042	1 以下	

※3 ダイオキシン類対策特別措置法第7条で定める環境基準

○ 単位について

- ・ **TEQ** Toxicity Equivalency Quantity の略で「毒性等量」を意味する。ダイオキシン類は、毒性の強さが異なるものが約 200 種類ある。ダイオキシン類の量を表すときは、最も強い毒性を持つダイオキシン (2、3、7、8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン) を 1 とし、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算して、その合計で表す。
- ・ **ng** (ナノグラム) = 10 億分の 1 グラム 例) 1 ng = 0.000000001 g
- ・ **pg** (ピコグラム) = 1 兆分の 1 グラム 例) 1 pg = 0.000000000001 g

令和元年度 ダイオキシン類行政検査結果

(1) 廃棄物焼却炉の排出ガス検査結果 (単位: ng-TEQ/m³)

焼却炉の設置者及び設置場所	測定値	排出基準 ^{※1}	備 考
株式会社マルオカ長野 P&C (大町)	—	5 以下	台風 19 号災害により 稼働不能の為 未実施
当栄ケミカル株式会社 (豊野町豊野)	—	10 以下	

※1 ダイオキシン類対策特別措置法第 8 条で定める排出基準

(2) 廃棄物焼却炉のばいじん検査結果 (単位: ng-TEQ/g)

焼却炉の設置者及び設置場所	測定値	基準 ^{※2}	備 考
株式会社マルオカ長野 P&C (大町)	—	3 以下	台風 19 号災害により 稼働不能の為 未実施
当栄ケミカル株式会社 (豊野町豊野)	—	3 以下	

※2 ダイオキシン類対策特別措置法第 24 条で定める基準

(3) 廃棄物焼却炉の燃え殻検査結果 (単位: ng-TEQ/g)

焼却炉の設置者及び設置場所	測定値	基準 ^{※2}	備 考
株式会社マルオカ長野 P&C (大町)	—	3 以下	台風 19 号災害により 稼働不能の為 未実施

※2 ダイオキシン類対策特別措置法第 24 条で定める基準

(4) 廃棄物処理施設等周辺の水質検査結果 (単位: pg-TEQ/L)

調査地区 (地点名等)	測定値	環境基準 ^{※3}	備 考
三ツ出 (処分場直下)	0.032	1 以下	
三ツ出 (三ツ出沢 2 号沢)	0.038	1 以下	
三ツ出 (鳴子沢)	1.6	1 以下	基準超過 (底質 ^{※4} 由来)
田子 (田子神社湧水)	0.028	1 以下	
豊野町大倉 (今井用水)	0.044	1 以下	
篠ノ井岡田 (岡田川)	0.029	1 以下	
信州新町日原西 (当信川)	0.030	1 以下	

※3 ダイオキシン類対策特別措置法第 7 条で定める環境基準

※4 河川等の水域において水底を形成している堆積物 (土等)

○ 単位について

・ **TEQ** Toxicity Equivalency Quantity の略で「毒性等量」を意味する。ダイオキシン類は、毒性の強さが異なるものが約 200 種類ある。ダイオキシン類の量を表すときは、最も強い毒性を持つダイオキシン (2、3、7、8-四塩化ジベンゾーパラージオキシン) を 1 とし、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算して、その合計で表す。

・ **ng** (ナノグラム) = 10 億分の 1 グラム 例) 1 ng = 0.000000001 g

・ **pg** (ピコグラム) = 1 兆分の 1 グラム 例) 1 pg = 0.000000000001 g

平成 30 年度 ダイオキシン類行政検査結果

(1) 廃棄物焼却炉の排出ガス検査結果 (単位: ng-TEQ/m³)

焼却炉の設置者及び設置場所	測定値	排出基準 ^{※1}	備 考
直富商事株式会社 (篠ノ井山布施)	0.041	5 以下	
株式会社インテック左右田 (南長池)	22	5 以下	基準超過 (H31.1.31 廃止)
北信地域材加工事業協同組合 (穂保)	0.59	5 以下	

※1 ダイオキシン類対策特別措置法第8条で定める排出基準

(2) 廃棄物焼却炉のばいじん検査結果 (単位: ng-TEQ/g)

焼却炉の設置者及び設置場所	測定値	基準 ^{※2}	備 考
直富商事株式会社 (篠ノ井山布施)	4.5	3 以下	特別管理産業廃棄物に該当
株式会社インテック左右田 (南長池)	0.047	3 以下	
北信地域材加工事業協同組合 (穂保)	0.54	3 以下	

※2 ダイオキシン類対策特別措置法第24条で定める基準

(3) 廃棄物焼却炉の燃え殻検査結果 (単位: ng-TEQ/g)

焼却炉の設置者及び設置場所	測定値	基準 ^{※2}	備 考
直富商事株式会社 (篠ノ井山布施)	0.11	3 以下	
株式会社インテック左右田 (南長池)	0.077	3 以下	
北信地域材加工事業協同組合 (穂保)	0.0011	3 以下	

※2 ダイオキシン類対策特別措置法第24条で定める基準

(4) 廃棄物処理施設等周辺の水質検査結果 (単位: pg-TEQ/L)

調査地区 (地点名等)	測定値	環境基準 ^{※3}	備 考
三ツ出 (処分場直下)	0.053	1 以下	
三ツ出 (三ツ出沢 2 号沢)	0.14	1 以下	
三ツ出 (鳴子沢)	0.72	1 以下	
田子 (田子神社湧水)	0.030	1 以下	
豊野町大倉 (今井用水)	0.037	1 以下	
篠ノ井岡田 (岡田川)	0.031	1 以下	
信州新町日原西 (当信川)	0.032	1 以下	

※3 ダイオキシン類対策特別措置法第7条で定める環境基準

○ 単位について

- ・ **TEQ** Toxicity Equivalency Quantity の略で「毒性等量」を意味する。ダイオキシン類は、毒性の強さが異なるものが約 200 種類ある。ダイオキシン類の量を表すときは、最も強い毒性を持つダイオキシン (2、3、7、8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン) を 1 とし、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算して、その合計で表す。
- ・ **ng** (ナノグラム) = 10 億分の 1 グラム 例) 1 ng = 0.000000001 g
- ・ **pg** (ピコグラム) = 1 兆分の 1 グラム 例) 1 pg = 0.000000000001 g

平成 29 年度 ダイオキシン類行政検査結果

(1) 廃棄物焼却炉の排出ガス検査結果 (単位 : ng-TEQ/m³)

焼却炉の設置者及び設置場所	測定値	排出基準 ^{※1}	備 考
株式会社マルオカ長野 P&C (大町)	0.016	5 以下	
当栄ケミカル株式会社 (豊野町豊野)	0.00042	10 以下	
株式会社ワーク (浅川畑山)	1.9	5 以下	

※1 ダイオキシン類対策特別措置法第8条で定める排出基準

(2) 廃棄物焼却炉のばいじん検査結果 (単位 : ng-TEQ/g)

焼却炉の設置者及び設置場所	測定値	基準 ^{※2}	備 考
株式会社マルオカ長野 P&C (大町)	0.064	3 以下	
当栄ケミカル株式会社 (豊野町豊野)	0.00000053	3 以下	
株式会社ワーク (浅川畑山)	0.0017	3 以下	

※2 ダイオキシン類対策特別措置法第24条で定める基準

(3) 廃棄物焼却炉の燃え殻検査結果 (単位 : ng-TEQ/g)

焼却炉の設置者及び設置場所	測定値	基準 ^{※2}	備 考
株式会社マルオカ長野 P&C (大町)	0.0000010	3 以下	
株式会社ワーク (浅川畑山)	0.00028	3 以下	

※2 ダイオキシン類対策特別措置法第24条で定める基準

(4) 廃棄物処理施設等周辺の水質検査結果 (単位 : pg-TEQ/L)

調査地区 (地点名等)	測定値	環境基準 ^{※3}	備 考
三ツ出 (処分場直下)	0.039	1 以下	
三ツ出 (三ツ出沢 2号沢)	0.043	1 以下	
三ツ出 (鳴子沢)	0.55	1 以下	
田子 (田子神社湧水)	0.038	1 以下	
篠ノ井岡田 (岡田川)	0.068	1 以下	
信州新町日原西 (当信川)	0.052	1 以下	

※3 ダイオキシン類対策特別措置法第7条で定める環境基準